

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の位置づけ

(1) 計画策定の背景

本市では、「障がい福祉計画」については平成18年度から、「障がい児福祉計画」については平成30年度から、各々3年を1期として策定し、障がい福祉サービスの提供体制等を計画的に整備してきました。令和5年度をもって、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間が終了することから、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定を行うものです。

我が国の障がい福祉施策は、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に基づき展開されています。障害者権利条約は2006年に国連総会において採択され、2008年5月に発効した障がい者に関する初めての条約です。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（“Nothing About Us Without Us”）というスローガンのもと、障がい者が差別を受けることなく、自分の選んだ場所で暮らしたり、行きたいところに行ったり、働いたり、学んだり、自分の意見を表明したりといった、健常者と同様の当たり前の権利や自由を保障することを目的としています。日本は、障害者権利条約が採択された翌年の2007年9月に条約に署名しました。その後、国内法の整備を始めとする障がい者に関する制度改革を行った後、2014年1月に締約国となっています。

2022年8月に障害者権利条約に基づく初めての日本の審査が行われ、国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出されました。その勧告のなかで、委員会が最も重視したのが同条約第19条「自立した生活及び地域生活への包容」と第24条「教育」です。第19条は「施設から地域に出て自立した生活を送る」ことを定めた条文ですが、委員会は「障がい児を含む障がい者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない」ことから「脱施設化」を、そして、精神科病院の強制入院を障がいに基づく「差別である」とし、自由を奪っている法令の廃止を求めました。また、第24条の「教育」について、委員会は障がいのある子のなかに、いわゆる“通常”の学級で学べない子がいることを問題視し、分離された特別支援教育の中止に向け、障がいのある子もいない子もともに学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作ることを求めました。ほかにも日本の障がい者施策の諸課題について改善を行うよう勧告がなされています。

本市でも、今回の勧告を真摯に受け止め、真の意味での共生社会の実現に向け、改めて現状を捉え直し、地域課題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の期間においては、特に「施設や精神科病院からの地域移行を推進できる環境整備」、「障がいのある子もいない子もともに学び、暮らせる環境整備」について少しでも前進できるように、関係者の皆さまと取り組んでまいります。

(2) 計画の位置づけと他計画との整合調和

ア 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、国が定める基本指針に即して策定します。

【参考】障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）（抜粋）

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

【参考】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

イ 障がい者計画との関係

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制の確保等に関する事項を定める実施計画です。

これに対し、障害者基本法に基づく「市町村障がい者計画」は、障がい者の施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であって、障がい者に関する施策分野全般にわたる計画であり、第 3 次天草市総合計画における障がい福祉に関する分野別計画に相当します。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画が一体となって障がい者のための施策を推進していきます。

【参考】障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抜粋）

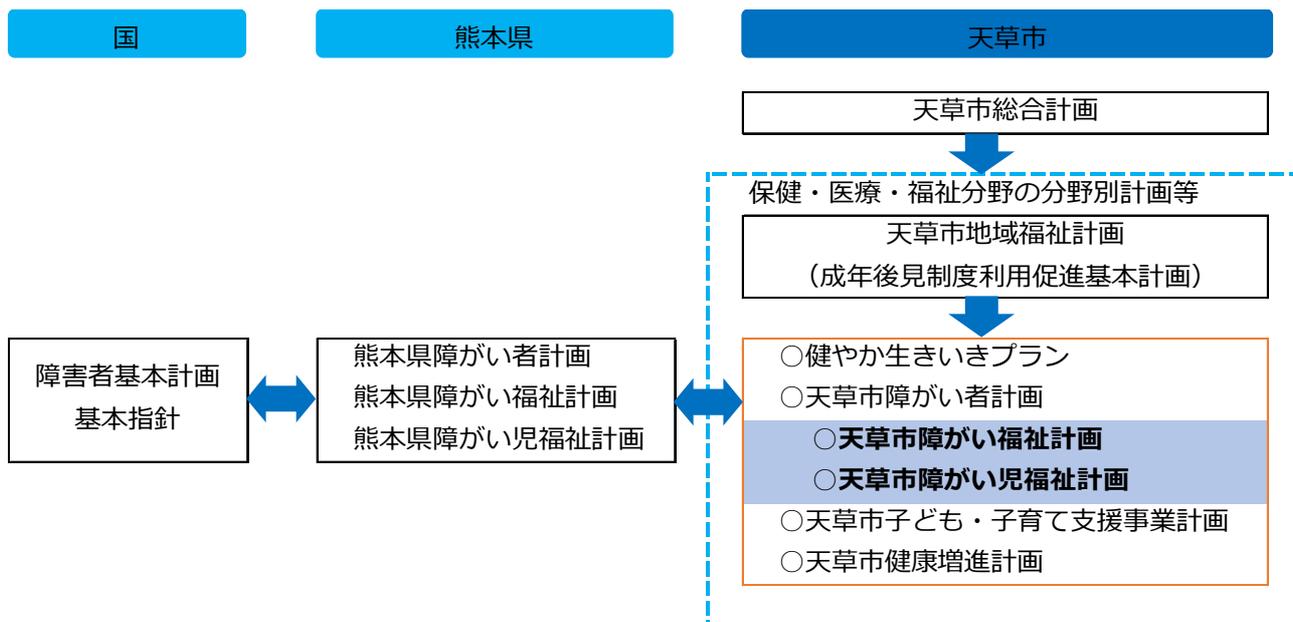
(障害者基本計画等)

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

ウ 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第3次天草市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び保健・医療・福祉部門を統括する「第4期天草市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」を上位計画とし、「健やか生きいきプラン（天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画）」等の各分野別計画との整合性を図りながら、障がい者計画の中の「生活支援」に関わる事項のうち、障がい福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画として策定します。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）と同様に、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【天草市の関連計画】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
総合計画	第2次	第3次（基本構想）						
		（前期基本計画）			（後期基本計画）			
地域福祉計画 （成年後見制度利用促進基本計画を含む）	第3期	第4期			第5期			
障がい者計画	第3期	第4期						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			

【国・県の関連計画】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本指針	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			
熊本県障がい福祉計画 熊本県障がい児福祉計画	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			
天草市障がい福祉計画 天草市障がい児福祉計画	第6期・第2期	第7期・第3期			第8期・第4期			

2 計画の策定体制

(1) 計画策定審議会等の開催

市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定又は変更に当たっては、障害者総合支援法第 88 条において、障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置する場合は、その意見を聴かなければならないとされています。また、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置したときは、協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

よって、本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び住民の代表からなる「天草市地域福祉計画等策定審議会」において、本計画について審議しました。また、「天草地域自立支援協議会」において関係者の意見を聴きながら、地域の実情等を踏まえた計画となるよう努めました。

(2) 行政内部における推進体制

施策を総合的・効果的に推進するため、健康福祉政策課、健康増進課、子育て支援課、高齢者支援課及び福祉課並びにその他関係部局・機関と施策の調整や検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

ア ニーズ調査

成果目標の設定及びサービス量を見込むため、障がい者等の意識や障がい福祉サービス等の利用意向について、障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者を対象に調査を実施しました。

(ア) 子どもの発達支援や福祉サービス等に関するニーズ調査

調査対象者：児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者並びに
特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室在籍者
559 人(令和 5 年 7 月 1 日現在)

有効回答（有効回答率）：198 人（35.4%）

(イ) 福祉サービス等に関するニーズ調査

調査対象者：障がい者手帳所持者又は障がい福祉サービス利用者
1,578 人(令和 5 年 7 月 1 日現在)

有効回答（有効回答率）：660 人（41.8%）

イ 事業所実態調査

成果目標を達成するための体制づくり等を検討するため、障がい者支援施設と就労継続支援事業所を対象に事業所の現状を把握する調査を実施しました。

(ア) 障がい者支援施設実態調査

調査対象者：天草市内の障がい者支援施設 8施設

有効回答（有効回答率）：8施設（100%）

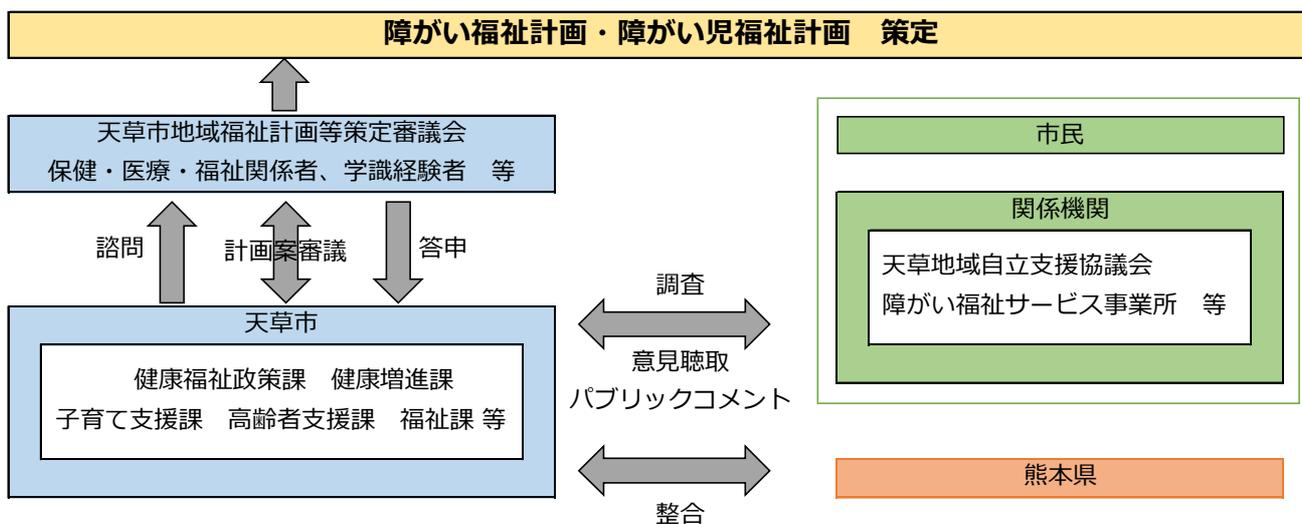
(イ) 就労継続支援事業所実態調査

調査対象者：天草市内の就労継続支援事業所 15事業所

有効回答（有効回答率）：15事業所（100%）

(4) パブリックコメントの実施

天草市地域福祉計画等策定審議会において、審議・検討を経た「本計画（案）」を公表し、広く市民に意見を募集しました。



(5) 熊本県及び天草圏域の他市町との連携

基本指針において、都道府県は、地域の実情に応じた障がい福祉サービス並びに障がい児通所支援及び障がい児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましいとされています。

熊本県による広域的調整との整合性を図るため、県担当部局と意見交換を行いました。